

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について(H31. 4. 1～)

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
障害者（児）の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務	i 地域生活支援事業における相談支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)	
		ii 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者		
		iii 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者		
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者		
		v 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者		
		vi 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)		
	直接支援業務	次の i ～ iv に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)が、直接支援の業務に従事した期間		通算8年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)
		i 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床の従業者		
		ii 障害児通所支援事業、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者		
		iii 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者		
iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従事者				
v 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者				
c	社会福祉主事任用資格者等でない者が、bの i ～ iv の直接支援の業務に従事した期間		通算3年以上 かつd通算5年以上	
d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間			

注1)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。